

鳥取県告示第 814 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
千代川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案
- 2 縦覧に供する期間
平成18年11月14日から30日間
- 3 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林政課、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）